

平成26年12月18日

静岡県知事 川勝 平太 様

ふじのくに県議団
会長 林 芳久仁

本県における市町への権限移譲のあり方に関する 実態調査報告と今後の取り組みについての提言書

補完性・近接性の原理は地方自治の基本であり、広域自治体と基礎自治体の役割分担においては、権限はできるだけ住民に近いところにあつたほうがよいと考えられます。

権限移譲により、市町では、地域に応じた独自性の発揮や事務処理の迅速化など、地方分権の趣旨に沿った取り組みが促進され、住民の利便性向上やきめ細かい対応が可能になる等の効果が期待されます。

本県は平成9年度の第1次権限移譲推進計画策定以降、国に先駆けた権限移譲を進め、全国一律の移譲に加えて、条例による事務処理の特例制度を活用して「人口規模別権限移譲」や「手挙げ方式」を導入するなど、市町の能力や意向に配慮して取り組んできました。

その結果、平成26年4月1日現在で、213法令、2604本の事務を移譲しており、10年連続で日本一の実績となっています。

しかし、条例による事務処理の特例制度においては、移譲された事務権限について、県が市町に関与し続けることがないよう制度設計されていたため、これまで市町において無理なく執行されているかどうか、十分な検証を行うことが困難だったと考えます。

そこで、ふじのくに県議団では、今後一層の権限移譲を進める際の一助とするため、(公財)日本生産性本部の協力をいただき、県内35市町を対象に実態調査を行いました。

本日、調査研究報告書とともに、今後の取り組みについての提言を提出いたしますので、行政経営研究会などで積極的にご活用いただき、県民サービスの最適化に向けて取り組まれますようお願いいたします。

1. 権限移譲された事務事業の検証

(1) 評価の高い事務事業のヨコ展開（カッコ内は市町の数）

市町からの評価が高かった事務事業として、「旅券発給(20)」がありました。住民に近い窓口で手続きができるようになったことその他、発給期間の短縮や休日、時間外の発給など独自性を発揮した市町がありました。

また「未熟児養育の訪問指導や医療給付(10)」は、医療機関と市町が直接連絡できるようになり迅速化するなど、権限移譲の効果が発現しています。このほか、「農地転用許可(8)」、「有害鳥獣捕獲許可(6)」、「土地区画整理(6)」、「国有財産の境界確定(5)」など、市町によって迅速化が図られたと評価されています。

これら権限移譲の効果が発揮されている事業については、好事例をヨコ展開するなど、住民サービスの向上を図るべきです。

(2) 「専門職員の確保が難しい事務」、「頻度が少なくノウハウが蓄積されない事務」等、課題が共通している事務事業の洗い出し

一方、課題としては、29市町が「専門職員の確保が難しい」ことを挙げています。また27市町からは、「事務の頻度が少ない事務についてノウハウが蓄積されない」との意見が出されました。特に法令に基づく届出・受付や立入検査は、多くの市町から改善の意見をいただきました。

市町からの指摘が多い事務事業は次のとおりです。

- ・環境関係法令に係る届出の受付、立入検査(12)
- ・液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査(9)
- ・専用水道等の届出の受付、立入検査(8)
- ・家庭用品品質表示法等に係る立入検査(7)
- ・計量法に係る立入検査(6)
- ・社会福祉法人の認可、指導、監査等(7)
- ・開発行為の許可(5)
- ・土地改良事業の認可(5)
- ・自動販売機据付方法の改善等に係る指導、助言、立入調査(4)
- ・土採取等規制条例に係る事務(4)

市町の評価が高かった「旅券発給(10)」についても、「専門職員の確保が難しい(5)」、「財政支援不足(3)」などの意見が出されています。また市町で窓口受付時間を延長しても、県の事務窓口の時間が変わっていないため、履歴確認ができないケースが指摘されています。

2. 事務処理体制の見直し

(1) 県による補完

権限移譲された事務は、元々県の事務であったことから、県にはノウハウを持った職員がいるはずで、「専門職員の確保が難しい事務」、「頻度が少なくノウハウが蓄積されない事務」の事務処理体制の整備については、まず県による垂直補完が考えられます。また場合によっては事務の返上も含めて検討すべきと考えます。

平成26年5月の地方自治法の改正で、新たな広域連携の仕組みとして「連携協約」、「事務の代替執行」制度が創設されました。これらの制度には県と各市町との連携も選択肢に含まれていますので、連携協約が締結できれば、市町ごとに柔軟な連携が可能となります。

(2) 機関等の共同設置の検討

今回の調査では、「専用水道設置者への改善の指導等の措置(7)」について、「機関等の共同設置」による処理体制の意見が出されています。また現在、岡山県内の3市で検討が進められている「監査委員事務局(2)」の共同設置についても、専門性の向上が期待されており、こうした事務事業について検討すべきと考えます。

(3) 規模の小さな市町への対応

人口規模が5万人未満の市町では、権限移譲の効果が発現しにくい状況となっています。また小さな市町は事務の共同処理についてあまり自主的に考えていない様子が見られます。小規模自治体への権限移譲については、県が好事例を参考に枠組みを提案すること等を検討すべきと考えます。

(4) その他

自治体間の連携に加え、民間活力の導入が可能なものも考えられます。公民連携の進展の中、事務事業の洗い出しを行うべきです。

3. 現状の支援措置の検証

(1) 財政支援の見直し

権限移譲事務交付金は取扱件数を基準としていますが、事務処理の受付体制は常にとっておく必要があるため、事務事業によっては市町の実態に合っていないとの意見が出されています。

権限移譲による市町の業務量増により、市町によっては職員増につながるケースがあります。その場合、定数管理が地方交付税等の算定上不利になってしまうため、国への制度改定の要望に努めるとともに、必要に応じて権限移譲事務交付金の見直しを検討すべきです。

(2) 人的支援のあり方

現在も人事交流や職員派遣など人事交流を行っていますが、これらの実施の確実性を高めるため、新たに導入された連携協約による人的支援の明確化等を検討すべきです。

市町への権限移譲により、県にもノウハウがなくなる懸念があります。県による研修を定期的で開催するなど、人材の確保を図る必要があります。

以上